

手軽な掛金で
しっかり備える

お手軽共済 パック

3つの保障をパック

1

病気やケガにより
入院したとき

医療共済

メディフル

日帰り入院からまとまった一時金を受け取ることができ、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療に活用できます。

※日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

2

三大疾病をはじめ
所定の生活習慣病になったとき

— 身近なリスクに —

そなエール

特定重度疾病共済

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)や重い生活習慣病による一時的な出費に備えることができます。

3

所定の身体の障害状態に
なったとき

— 働くわたしの —

ささエール

生活障害共済

病気やケガにより、所定の身体の障害状態で働けなくなった場合等の収入減少や一時的な出費に備えることができます。

しっかり備えられる保障パックが
3つまとめて...

\なんと!/\

月々

約 **3,000**円

詳しくは、裏面をご覧ください。

20歳代の方へオススメ!!

病気やケガで働けなくなったり、
将来に向けてしっかりと
備えることができます!



まとめて月々
約3,000円!

お手軽共済パック

【20歳男性の場合】令和3年4月時点

医療共済 メディフル

病気やケガのリスクに
しっかり備える

介護医療
保険料控除
の対象(注)

治療共済金/10万円【1回型】
先進医療保障/あり
共済期間/80歳満了
共済掛金払込終了年齢/80歳
口座振替扱い

月払い
1,063円

日帰り入院*1 からしっかり保障!
先進医療も保障されます!

病気または災害により入院をされたとき



治療共済金

1回あたり **10万円** ※2 ※3

病気または災害により先進医療を受けられたとき*4

先進医療共済金 1回あたり 技術料相当額 (通算2,000万円まで)*5

先進医療一時金 1回あたり 先進医療共済金の額 × 10% (上限30万円)

※1.日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。
 ※2.お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に再度入院された場合は、入院の原因にかかわらず、これらの入院を1回の入院とみなします。
 ※3.治療共済金の通算支払限度回数は、共済期間を通じて100回となります。治療共済金を100回お支払いした場合、ご契約は消滅します。
 ※4.先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(一定の施設基準があります)。
 ※5.先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合には技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。

-身近なリスクに- そなエール

特定重度疾病共済

三大疾病をはじめ
重い生活習慣病に
しっかり備える

介護医療
保険料控除
の対象(注)

共済金額/100万円
共済期間/60歳満了
共済掛金払込終了年齢/60歳
口座振替扱い

月払い
759円

「がん」、「心・血管疾患」、
「脳血管疾患」および
「糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・
慢性すい炎」に罹患され、
所定の状態に該当したとき

特定重度疾病共済金

最大4回
100万円

※この共済は、死亡時における保障はありません。
 ※特定重度疾病共済金を4回お支払いした場合にはご契約は消滅します。
 ※この共済において対象となる「がん」は、悪性新生物(上皮内新生物を含む)および脳腫瘍です。
 ※「がん」以外にかかる疾病区分および共済掛金の払込免除についてはご契約日から保障いたします。
 ※「がん」に関する責任(保険)の開始は、ご契約からその日を含めて91日目からとなります。これより前に被共済者が「がん」と診断確定された場合には、がんにかかる共済金はお支払いいたしません。

-働くわたしの- ささエール

生活障害共済

所定の身体の障害状態
になったときの
収入減少に備える

介護医療
保険料控除
の対象(注)

共済金額/500万円
共済期間/60歳満了
共済掛金払込終了年齢/60歳
口座振替扱い

月払い
1,139円

身体障害者福祉法に定める
所定の身体の障害状態に該当し、
1~4級の身体障害者手帳が交付
されたとき



生活障害共済金

500万円

※この共済は、死亡時における保障はありません。
 ※生活障害共済金をお支払いした場合にはご契約は消滅します。
 ※責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限りま。



(注)令和3年1月時点の法令に基づきます。

医療共済 **メディフル**

特定重度疾病共済 **そなエール**

生活障害共済 **ささエール**

20歳ご加入

60歳

60歳まで保障



80歳

80歳まで保障



※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご確認ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

お問い合わせはお近くのJAまで